

定 款

株式会社フライングガーデン

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は、株式会社フライングガーデンと称し、英文では FLYING GARDEN CO., LTD. と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 食堂、料理、飲食、喫茶等のサービス業
- (2) フランチャイズチェーン店の経営
- (3) 各種食料品、調味料、嗜好品、飲料等の製造加工販売
- (4) たばこ及び酒類の販売
- (5) 建築並びに土木の設計管理及び施工
- (6) 不動産の売買、仲介、賃貸、管理業
- (7) 貨物自動車運送業
- (8) 損害保険代理業及び自動車損害賠償保障法に基づく代理業
- (9) 宿泊施設、スポーツ施設、娯楽施設、教育・文化施設の企画、開発及び経営
- (10) 広告代理業及び旅行代理業
- (11) 芸術、芸能その他催物の企画、製作及びチケット販売
- (12) 前各号に関する経営コンサルタント業務
- (13) 前各号に附帯する一切の業務

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を栃木県小山市に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は電子公告により行う。ただし、事故その他のやむを得ない事由により電子公告によることができないときは、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第5条 当社の発行可能株式総数は、400万株とする。

(単元株式数)

第6条 当社の1単元の株式の数は100株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第7条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下、「買増し」という。)を当社に請求することができる。

(単元未満株主の権利制限)

第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 取得請求権付株式の取得を請求する権利
- (3) 募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(基準日)

第9条 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

- 2 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする。

(株主名簿管理人)

第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、公告する。

(株式取扱規程)

第11条 当社の株主名簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式又は新株予約権に関する取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会又は取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。

第3章 株 主 総 会

(招 集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年 6 月にこれを招集し、臨時株主総会は必要がある場合にこれを招集する。

(招集権者及び議長)

第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長がこれを招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集する。

2 株主総会の議長は、取締役社長がこれにあたる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)

第14条 当会社は、株主総会の招集に関し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

(議決権の代理行使)

第15条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもってこれを行う。

2 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

(議 事 録)

第17条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録する。

第 4 章 取締役及び取締役会

（取締役会の設置）

第 18 条 当社は、取締役会を置く。

（取締役の員数）

第 19 条 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、7 名以内とする。

2 当社の監査等委員である取締役は、4 名以内とする。

（取締役の選任）

第 20 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議により選任する。

2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。

3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

4 当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。

5 前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後 2 年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の開始の時までとする。

（取締役の任期）

第 21 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第 22 条 当社は、取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から、代表取締役を選定する。

2 代表取締役の内 1 名を取締役社長とする。代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。

3 取締役会は、その決議により、取締役会長 1 名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から選定することができる。

（相談役及び顧問）

第 23 条 取締役会の決議により、相談役及び顧問を置くことができる。

（取締役会の招集権者及び議長）

第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれを招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）

第 25 条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の 3 日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）

第 26 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもってこれを行う。

（取締役会の決議の省略）

第 27 条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

（重要な業務執行の決定の委任）

第 28 条 当社は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の議事録）

第 29 条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。

（取締役会規程）

第 30 条 取締役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規程による。

（取締役の報酬等）

第 31 条 取締役の報酬等は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によりこれを定める。

第5章 監査等委員会

(監査等委員会の設置)

第32条 当社は監査等委員会を置く。

(常勤の監査等委員)

第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

(監査等委員会の招集通知)

第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。
ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで、監査等委員会を開催することができる。

(監査等委員会の決議)

第35条 監査等委員会の決議は、当該事項の議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、出席した監査等委員の過半数をもってこれを行う。

(監査等委員会の議事録)

第36条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令で定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。

(監査等委員会規程)

第37条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第 6 章 会 計 監 査 人

(会計監査人の設置)

第 38 条 当会社は、会計監査人を置く。

(会計監査人の選任)

第 39 条 会計監査人は、株主総会の決議により選任する。

(会計監査人の任期)

第 40 条 会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬等)

第 41 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第 7 章 計 算

(事業年度)

第 4 2 条 当社の事業年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第 4 3 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議で定めることができる。

(剰余金の配当の基準日)

第 4 4 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。

2 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。

3 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(期末配当金等の除斥期間)

第 4 5 条 期末配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満 3 年を経過しても受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。

2 未払の期末配当金及び中間配当金には、利息をつけない。